

# 福岡県歯科保険医協会入会申込書

## (本会の目的)

本会は歯科保険医の生活と権利を守ると共に国民の歯科医療充実と向上をはかることを目的とする。

貴協会の趣旨ならびに協会規則に賛同し、入会いたします。

年 月 日

(フリガナ)

氏名 \_\_\_\_\_ ㊟ (男・女)

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ( \_\_\_\_\_ 歳)

1 開業医・勤務医
2 開業・勤務 年 月より

医院住所 〒 \_\_\_\_\_

医院名 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_

標榜科目

経営形態

1. 一般歯科

1. 一般開業医

FAX \_\_\_\_\_

2. 小児歯科

2. 一人医療法人

Eメール \_\_\_\_\_

3. 矯正歯科

3. 医療法人

4. 歯科口腔外科

自宅住所 〒 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_

資料送付先

出身校 \_\_\_\_\_ 大学 \_\_\_\_\_ 年卒 ( \_\_\_\_\_ 期卒)

1. 診療所

2. 自宅

キ  
リ  
ト  
リ  
線

[入会手続き] 入会申込書、口座振替依頼書に必要事項をご記入、ご捺印下さい。

[会費]

入会金 3,000円

会費月額 4,000円

※ 会費は、3ヵ月毎に先生のご指定口座より自動引き落しいたします。

引き去り月は、2月(1~3月分)・5月(4~6月分)・8月(7~9月分)

11月(10~12月分)の25日です。

尚、別紙の協会規則・個人情報保護の取り扱いをご理解の上、入会手続きをお願いいたします。

平成 年 月 日

福岡県歯科保険医協会会費  
口座振替依頼書

福岡銀行  
西日本シティ銀行

支店 御中

(いずれかの銀行名に○を付け、支店名をご記入下さい)

住所 \_\_\_\_\_

依頼人

氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

(銀行取引使用印)

福岡県歯科保険医協会会費を銀行口座で払うことといたしますので、下記により依頼致します。

記

- 福岡県歯科保険医協会に支払うべき私の会費について、私に通知しないで所定の期日までに、末尾記載の指定預金口座から歯科保険医協会所定の金額を払い出し、福岡県歯科保険医協会口座に振り込んで下さい。
- 前記1.については、当座勘定規定又は預金規定にかかわらず、小切手又は普通預金請求書は、いっさいこれを省略して下さい。
- 預金口座の残高が所定期日までに必要金額に満たないときは、その旨を歯科保険医協会に連絡されても異議ありません。
- この取扱いについて仮に紛議が生じても貴行に迷惑をかけません。

指定預金 口座	預金科目	口座番号	氏名
	当座・普通		(フリガナ)

※ なお、会費改定の際は福岡県歯科保険医協会の通告にもとづき、所定の会費額を私に通知することなく払出されても異議ありません。

注1. 該当銀行を○で囲んで下さい。

注2. 会費は3ヵ月ごとに2月・5月・8月・11月の25日に自動引き落としとなります。

# 福岡県歯科保険医協会規則

## 第1章 名称

第1条 本会は福岡県歯科保険医協会と称し事務所を福岡市におく。

## 第2章 目的と事業

第2条 本会は保険医(歯科医師・医師)の生活と権利を守ると共に国民の歯科医療の充実と向上をはかることを目的とする。

第3条 本会は前記の目的を達成するため、下記の事業を行う。

- 1 社会保険医療を中心として、その他関連医療制度に関する調査・研究
- 2 研究会、講習会の開催、及び講師の斡旋
- 3 保険医療に必要な相談事項の整理
- 4 機関誌、誌の発行と普及
- 5 福祉活動
- 6 その他必要と認める事業

## 第3章 会員

第4条 福岡県下の歯科保険医で、本会の規則を承認し、所定の入会金、会費を納める者を会員とする。

第5条 本会に入会しようとする者は所定の申込書を提出すべし。

本会の会員は歯科医でなければならない。会員に準じて、本会の事業に参加する、参加協力する者は協力会員とする。

2 準会員  
本会の活動に協力するものは準会員とする。  
準会員は協会の事業に参加することができる。

第6条 本会を退会しようとする者は理由を記し退会届を提出すべし。ただし、会員が故意に6ヶ月を超えて、会費納入を怠ったときは、理事会にはかり、当該会員の退会手続を行うことができる。

第7条 会員は規約を守って本会の催す各種の会合に出席し、自由に意見を述べ、本会の諸施設を利用することができる。また会員は、規約に従い役員を選挙し、選挙される権利がある。協力会員は、本会の事業に参加することはできるが、議決権はもたない。協力会員の会費は徴収しない。

2 準会員は本会の事業に参加することができるが、議決権はもたない。準会員の会費は徴収しない。

## 第4章 役員

第8条 本会は次の役員をおく。

- 会長 1名
- 副会長 3名以内
- 理事 30名以内(但し、会長、副会長を含む)
- 監事 2名

第9条 本会の役員は次の通り選出する。

1 本会の役員は総会において選出する。選出方法は別に定める。任期は2年とし、ただし、再任をさまたげない。

2 役員は補充は理事会で行うことができる。ただし、次期総会に報告し承認を得る。

第10条 会長は理事会の議長となり、また本会の代表者となり会務全般の実務にあたる。

第11条 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、これを代行する。

第12条 理事は理事部を担担し、会務を執行すると共に、事務局を指揮し、日常の事務処理の責に任ずる。

第13条 監事は本会の資産及び会計を監定する。監事は理事会に出席して意見を述べることができる。

第14条 役員に欠員が生じた時は、補充することができる。

第15条 役員の任期は二年とする。但し重任を妨げない。任期を満了しても後任者が職務を行うまでは、その職務を行わなければならない。

第16条 本会に顧問を置くことができる。但し總會の承認を要する。

## 第5章 会議

第17条 本会に総会をおく。  
總會  
理事会

第18条 会議の議決は、出席の多数決によるが可否同数の時は、議長が決める。

第19条 總會は本会の最高決議機関であり、定期總會は毎年1回4月に開き、臨時總會は理事会が必要と認められた時、あるいは会員の5分の1以上の要求があるときは開かねばならない。總會の議長は出席会員より選出する。

第20条 總會では次の事項を行なう。

- 1 会務報告の審議決定
- 2 規則の修正変更。但し出席会員の3分の2以上の賛成を要する
- 3 活動方針の審議決定
- 4 決算ならびに予算の審議決定
- 5 その他重要事項の審議決定

第21条 總會の期日、場所等は理事会で決定する。

第22条 理事会は本会の執行機関であり、会長、副会長、理事で構成する。

第23条 理事会は毎月1回以上開き、その他必要と認めるときは会長が召集する

## 第6章 地区組織

第24条 本会に会務を処理し、事業推進を図るため地区組織をおくことができる。

第25条 地区組織の名称は支部とし、支部長を1名置く。

第26条 支部長は地区組織から選出し理事会の承認を得なければならない。

## 第7章 会計

第27条 本会の経費は、会費、事業収入、寄付金を以って充てる。

第28条 本会の入会金、会費は總會で決める。ただし、会費に福岡県歯科保険医新聞の購読料を含む。

第29条 本会の財産は理事会が管理する。

第30条 本会に納入済の会費は返却しない。

第31条 本会の会計年度は毎年4月1日より始まり、翌年3月31日に終る。

## 第8章 事務局

第32条 本会に事務局を置く。事務局員の任先、給与、その他必要な事項は理事会で決める。

## 附 則

- 1 規則に関する附規定は理事会でできる。
- 2 本会は、全国保険医団体連合会に加盟している。
- 3 準会員の範囲は下記の範囲とする。  
①福岡県歯科保険医協会の会員  
②福岡県歯科保険医協会・福岡県保険医協会、両協会の事務局員  
③その他、協会活動に貢献があり、理事会が認めた者。
- 4 この規則は議決の日から施行する。

- 昭和54年4月14日 議定
- 昭和56年4月11日 一部改訂
- 昭和63年4月28日 一部改訂
- 平成12年4月22日 一部改訂
- 平成14年4月20日 一部改訂
- 平成16年4月24日 一部改訂

# 福岡県歯科保険医協会 個人情報保護の取り扱い

2005年4月  
福岡県歯科保険医協会

福岡県歯科保険医協会は、本会が所有する会員等の個人情報を保護する立場から、以下の取点を遵守した個人情報の取り扱いを行います。この取り扱いを公表するために、事務所の見やすい場所に掲示すると同時に協会ホームページに掲載します。

## 1. 個人情報の取得

当会は、入会申込書、共済制度加入申込書、その他の名簿等により個人情報(氏名、住所等)当該個人を識別できるもの)を取得します。個人情報の取得にあたっては、適法かつ適正な方法により取得します。

## 2. 個人情報の利用目的

取得した個人情報については、次の目的に使用します。

- (1) 会員名簿の作成・配布および会員管理台帳等の作成
- (2) 機関誌等の配布物の発送
- (3) 研究会等の催し物の案内
- (4) 共済制度普及の促進
- (5) 入会のお勧め(会員外の方のみ)
- (6) その他協会業務を遂行する上で必要な行為
- (7) 全国保険医団体連合会(保団連)からの催し物の案内、配布物の発送

## 3. 利用目的の明示

入会申込書により個人情報を取得する場合は、あらかじめ個人情報の利用目的を入会申込書(附属資料を含む)に明示します。

## 4. 目的外利用、第三者提供の禁止

利用目的以外の目的で個人情報を利用したり、本人の同意を得ないで個人情報を第三者へ提供することはありません。

## 5. 利用目的の変更

利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連する合理的な範囲内で変更することとし、変更した利用目的について、ホームページおよび事務所に掲示します。

## 6. 個人データ取り扱いの委託

利用目的の範囲内で個人データの取り扱いを委託する場合(共済制度の普及、郵便物の発送等)は、委託を受けた者への必要かつ適切な監督を行います。

## 7. データ内容の正確性の確保

保有する個人データは、常に正確かつ最新の内容となるよう努めます。

## 8. 個人情報の安全管理への配慮

個人情報の取り扱いにあたっては、紛失、滅失、改ざん、漏洩等がないように保護措置を講じ、安全管理には十分配慮します。

## 9. 従業者の教育

個人情報を取り扱う当会の従業者に対して、個人情報保護についての教育を定期的に行い、個人情報の秘密保持、安全管理が図られるよう徹底します。

## 10. 開示等の手続

個人情報の利用目的の開示、保有する個人データの開示、訂正、利用停止等を求める場合は、本人もしくは代理人が文書もしくは口頭で協会事務局に申し出ることとします。その際の手料は無料とします。

## 11. 保有データの開示

本人もしくはその代理人から、個人情報の利用目的、当会が保有する個人データの開示を求められた時、本人に対して開示により速やかに本人に開示します。

## 12. 保有データの訂正

本人もしくはその代理人により、本人個人データの内容が事実でないという理由によって、データの訂正、追加、削除の申し出があった時は、当会が必要な調査を行い、その結果に基づき必要な訂正等の措置をとります。訂正等をおこなった時はその旨を、訂正等の措置をとらない時はその旨と理由を本人に通知します。

## 13. 保有データの利用停止

本人もしくはその代理人により、利用目的による制限、適正な取得、第三者提供の制限に違反しているという理由によって、個人データの利用停止、消去の申し出があった場合で、その求めに理由があることが判明した時は、利用停止等の措置をとります。利用停止等をおこなった時はその旨を、利用停止等の措置をとらない時はその旨と理由を本人に通知します。

## 14. 苦情への対応

当会の個人情報の取り扱いに対して苦情がある場合は、協会事務局に申し出ることとし、苦情等の取り扱いにあたっては、適切、迅速な処置に努めます。